エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.6」認定基準の
軽微な改定について（案）

1. 主旨

エコマーク商品類型 No.54「詰め替え式インクカセット、カセットリボン」の廃止に伴い、これまで同商品類型において対象とした「詰め替え式カセット」「詰め替え式カセットリボン」を No.112「文具・事務用品 Version1.6」において扱うことが、第 47 回エコマーク類型・基準制定委員会において決定した。

No.112 では、これまで再生プラスチックを使用した「テープ印字機用カセット」を認定対象とし、実際に認定商品も存在している。

本改定では、対象とする「テープ印字機用カセット」について、インクカセット・カセットリボンを含んだ「テープ印字機等用カセット」へと品目名変更を行い、基準について、再生プラスチックを使用している場合と、詰め替え式の 2 通りが選択できるようにした。

なお、テープ部に使用するインクについては、No.122「プリンタ」基準でのインクへの要件を引用し、新たな基準項目を追記している。

本件について、以下のとおり軽微な改定を行いたい。

2. 改定内容

次頁以降

※ 該当箇所　見え消し部分═══ 削除箇所、下線部分____ 追記箇所

3. 改定予定日

2007 年 6 月 8 日（第 48 回「エコマーク類型・基準制定委員会」開催予定日）
エコマーク商品類型 No. 112「文具・事務用品 Version1.7」への改定

以上

■ No.112「文具・事務用品 Version1.6」改定該当箇所

4‐1‐2. 材料に関する基準と証明方法

C. プラスチックを主材料とする製品

(21) 原料として使用した再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で 70%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの重量割合が、60%以上を満たすことでも良い。また、透明 OHP フィルム類（厚さ 150 ミクロン以下）については、再生プラスチックの重量割合が 30%以上、別表 1 に定める機能性事務用品は、再生プラスチックの重量割合が 50%以上であること。また、消耗部分、粘着部分およびとじこみ用品のとじ具は、製品全体の重量から除く。

なお、製品が「テープ印字機等用カセット」の場合は、上記もしくは基準項目(26)を満たすこと。

【証明方法】
再生材料については、製品総重量、プラスチック材料重量、プラスチック以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、プラスチック材料が製品全体の 70%以上である証明をすること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書、申込者による再生プラスチックの重量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程証明を提出すること。

(22) 代替フロン（HCFCs）の使用のないこと。

【証明方法】
代替フロン（HCFCs）の使用のないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(23) 製品は法令および業界自主基準等で定められている重金属などの有害物質を含まないこと。

【証明方法】
製品（全ての添加剤・色材を含む）に該当する有害物質が含まれないことを示す、第三者機関もしくは自社などによる試験結果を提出すること。製品の有害物質については、88／378／EEC EN71‐3 などに定める有害物質の要件を満たすこと。
なお、再生材料についてのみ上記試験を行った場合は、上記試験結果に加え、新たに処方したプラスチック添加物およびプラスチック色材やバージン材料について、それぞれ以下の条件を満たす原材料供給者および成型加工事業者の発行する証明書を提出すること。
① プラスチック添加物として、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主

基準で定められているポジティブリストに従っていること。
② プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量についてポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

また、すべての原材料（再生材料も含む）について、処方したプラスチック添加剤およびプラスチック色材が全て明らかな場合は、回収される前のバージン材料まで遡った原材料供給者および成型加工事業者すべてにおける証明書類でも可とする。

(24) 製品は国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質（別表 4：POPs）を処方構成成分として使用のないこと。

【証明方法】

製品に該当する化学物質を処方構成成分として加えていないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(25) 製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。製品へのリサイクルの表示は、樹脂部に、またはステッカーなどで、使用合成樹脂の種類を表示すること。なお、本項目は、表示スペースの小さいとじこみ用品のとじ具および消耗部分については適用しない。合成樹脂の種類表示は JIS K6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、先頭に ” R- ” を付す。

複数種の使用の場合は、” R-PE, PP, PS ” のように併記する。ただし、3 種類以上の場合には、” R-PE, PP 他 ” のように多いものから順に 2 つを表示し、3 番目以降は省略する事もできる。

基本的には上記表示方法に従うが、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。

なお、製品が「テープ印字機等用カセット」であって、基準項目(26)に該当する場合は、樹脂種類の表示の先頭に ” R- ” を付さなくて良い。

【証明方法】

製品の表示部分が確認できる写真などまたは表示の設計書を提出すること。

(26) 製品が「テープ印字機等用カセット」であって、基準項目(21)に該当しない場合は、以下 a) ～d) の要件を満たすこと。

a) テープ印字機等に使用される印字のためのカセットであって、使用済「テープ印字機等用カセット」にテープ部分（リボンも含む）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できるものであることが、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに表記されていること。
b) 通常の使用条件により、5 回以上の繰り返し使用が可能であること。
c) 工場で再充填される製品については、使用済「テープ印字機等用カセット」の回収システムがあること。

d) 工場で再充填される製品については、回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再資源化率が製品全体重量(インクを除く)の 95%以上であること。（再資源化率とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。）回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。

【証明方法】
a) 消耗部品が再充填可能または詰替え可能なことを記載した取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットを提出すること。
b) 通常の使用条件により、5 回以上使用したことの実績もしくは、5 回以上の使用が可能であることを説明した文書を提出すること。
c) 「テープ印字機等用カセット」の回収システムの説明を明記した証明書を提出すること。
d) 再資源化率、再資源の内容およびその内訳について説明すること。

4 - 1 - 3. 消耗部分に関する基準と証明方法

消耗部分を持つ製品については、(2~~8~~9)～(3~~0~~1)の基準項目のうち、別表１「文具の対象表」消耗部分の「適用する基準項目番号」に示す項目を満たすこと。なお、「テープ印字機等用カセット」については、基準項目(32)を満たすこと。

(2~~8~~9) 消耗部分が再充填可能または詰替え可能な設計となっているものについては、充填剤または詰替え品（交換部品も含む）が入手可能なこと。また、製品や包装、取扱説明書、パンフレット等に再充填可能であることが示されていること。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用が一般的に認知されている製品については、適用しない。
なお、再充填可能または詰替え可能な部分全体を、消耗部分の重量とする。再充填または補充ができない製品については、インクなど消耗する材料のみを消耗部分の重量とする。（「添付図 1」参照のこと）

【証明方法】
消耗部分が再充填可能または詰替え可能なことを記載した取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットを提出すること。

(~~29~~30) 有害物質について、アンチモンが 60mg／kg 以下、ヒ素が 25mg／kg 以下、バリウムが 1,000mg／kg 以下、カドミウムが 75mg／kg 以下、クロムが 60mg／kg 以下、鉛が 90mg／kg 以下、水銀が 60mg／kg 以下及びセレンが 500mg／kg 以下とする。

【証明方法】

第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。該当する JIS において、これらの有害物質についての試験を行っている場合は、品質基準の証明によって代用できるものとする。試験方法については、88／378／EEC EN71‐3 または同等の方法で良いものとする。

(3~~0~~1) 有機溶剤には、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）に規定する第 1 種有機溶剤等及びその他の有機溶剤（その他の有機溶剤とは、クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N,N-ジメチルホルムアミド、トルエン、メタノール及び酢酸エチルをいう）を使用してはならない。

【証明方法】
製品に該当する有機溶剤を使用していないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(32) 「テープ印字機等用カセット」については、テープ部分やインクリボン部分に関する以下 a) ～c) の要件を満たすこと。

a) テープ部分やインクリボン部分の重金属に関しては、鉛、水銀、六価クロム、カドミウムおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

b) テープ部分やインクリボン部分のアゾ着色剤に関しては、1 つ以上のアゾ基の分解(ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成による)によって、別表 2 のアミンを生成するアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。

c) テープ部分やインクリボン部分に関するその他の危険物質については以下のⅰ～ⅲの各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

ⅰ. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質。

- R40(発がん性の限定的な証拠がある)
- R45(発がん性がある)
- R46(遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある)
- R49(吸入すると発がん性がある)
- R60(生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R61(胎児に危害を与える可能性がある)
- R62(場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R63(場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
- R68(不可逆的な危害の可能性がある)

ⅱ. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅱにより、定められた危険シンボルを製品全体として表示する必要性を生じさせる物質 。

iii. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書IIIにより、定められた R 43(皮膚接触すると炎症を引き起こす可能性がある)を製品全体として表示する必要性を生じさせる物質。

【証明方法】
該当物質の使用・添加の有無を記載した証明書(記入例 13)を提出すること。

5．商品区分、表示など
（中略）

F.「4－1－2. C.(26)」に該当する「テープ印字機等用カセット」の場合

「4－1－2. C.(26)」に該当する「テープ印字機等用カセット」については、「くりかえし使える」と記載すること。以下に一例を示す。

なお、商品類型 No.54「詰め替え式のインクカセット、カセットリボン」（1992 年 12 月 11 日制定）の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また 2005 年 4 月 1 日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

ちきゅうにやさしい
くりかえし使える

○○○○株式会社
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号 (数字のみでも可)